



その食品、あなたが摂取してもいいの？

商品の表示をよく確認して！



＊乳児や妊産婦・授乳婦、特定の病状の方向けに作られた食品として、国がマークなどの表示を許可した「特別用途食品」があります。経口補水液もその一つで、「脱水を伴う熱中症の利用」等と使用が限定されています。

ひとこと 助言

- 「特別用途食品」には、右記のマークがついています。このマークがある食品には、守るべき使用方法や注意事項の説明書があります。必ず表示をよく見て、自分に適しているか確認しましょう。
- 「特別用途食品」は、普通の食品と比べ、塩分や糖質などの栄養成分が多く含まれているものもあります。使用方法を誤ると、健康を害する可能性があります。特に、食事制限がある方は、事前に必ず医師に相談しましょう。
- 脱水状態ではないのに、熱中症の予防として**経口補水液**を摂り続けるのは危険です。平常時の水分補給としての摂取はやめましょう。



食品の表示に関する疑問や苦情は

消費生活センター(03-5604-7055)にご相談ください。